

ご存知ですか 「学生納付特例制度」と 「若年者納付猶予制度」

国民
年金

問合先 岐阜南年金事務所
☎273-6161

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生であれば、必要事項を記入の上返送ください。

また、学生でない30歳未満の方の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしていると、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

教育委員会だより



「心と体」両面からのサポートを！

～ひとりだちしていく子どもを支えるために～

4月は、子どもにとって新たなスタートの時期です。

新入学の子どもはもちろん、進級する子どもにとっても大きく環境が変わる節目のこの時期、新たな教室で、新しい先生、新しい仲間とともに、生活をはじめていくことになります。

新しい生活が始まることへの希望と、一方では緊張感や不安を抱えながらも、この環境の変化へ順応していくことで、子どもはひとまわり大きく成長できると考えます。

では、この時期の子どもを抱える親としては、どんなことに気を付けたらよいのでしょうか。

うまく集団に順応できるかを心配するあまり、子どもの人間関係に干渉しすぎたり、子どもにとって乗り越えるべき課題であるのに、勝手に取り除こうとしてしまったり、…。これでは逆効果です。

子どもはいつか、親からひとりだちしていかなくてはならないのに、それを親が妨げてしまうのは考えものです。

そこで、まず親としてやるべきことは、新しい環境に挑んでいこうとする子どもの心の支えに

なってあげることです。

具体的に言えば、新たな気持ちで頑張ろうとしている子どもの前向きな変化を見つけて、認めてあげることです。うまくいかないことがあった時には、子どもの話にじっくりと耳を傾けて聴いてあげることです。

多くの場合、子どもは困難なことを自分で乗り越えていくエネルギーをもっています。そして、子どもはゆったりと落ち着いて過ごせる家庭環境の中で、そのエネルギーを蓄えていくのです。だからこそ、家庭が安心して過ごせる場所になるよう、親が子どもの支えになってあげることが大切なのです。

もう一つは、十分な睡眠と栄養のバランスがとれた食事です。これは、親の責任です。

新たな環境に順応できず、頑張りきれない子どもをみると、家庭の中でこの二つが不十分な場合がとて多いのです。「心と体」両面からの親のサポートが必要です。

このようなことに気を付けながら、ひとりだちしていく子どもを、広い視野でおおらかに見守ってあげてください。きっと、子どもは自ら歩みをはじめます。

羽島郡の子どもたちが、家庭での支えを基盤に、学校・地域でのさまざまなかわりを通して、たくましく成長していく姿を願っています。